

平成27年度履行状況調査に係るフォローアップ調査の調査結果 【都留文科大学】

平成28年3月17日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件（改善事項）の履行状況を把握することを目的として実施するものである。

フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、平成28年度フォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

2. 調査対象・内容等

【調査対象】

○平成27年度履行状況調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断され、管理条件を付与された2機関（都留文科大学、中央大学※）のうち、平成27年11月16日にフォローアップ調査報告書の提出のあった都留文科大学について調査を行った。

※中央大学（履行期限：平成28年9月3日まで）については、フォローアップ調査報告書の提出があった時点で調査を実施する予定

【調査内容】

○機関に付与した管理条件（改善事項）の履行状況について把握した。

【調査体制・方法】

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。

○機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。

3. 調査経過

平成27年 8月26日	有識者会議 フォローアップ調査の実施方針の審議・決定
9月4日	管理条件の付与 文科科学省による進捗状況のフォロー開始
11月16日	都留文科大学が調査報告書等を提出 書面調査開始
平成28年 3月17日	有識者会議 フォローアップ調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 平成27年度履行状況調査において、都留文科大学に対し、「業者に対する誓約書の徴収」を改善事項とし、その履行期限を平成28年9月3日とする管理条件を付与した。
- 本フォローアップ調査においては、当初文部科学省に対し提出された履行計画の履行予定日から、業者の選定に係る遅延によって履行が遅れたものの、履行計画の変更を行った後は適切に履行に取り組み、改善事項について着実に履行されていることを把握した。
- したがって、都留文科大学に付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。
- 今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。
- 詳細な調査結果は別紙のとおり

5. 今後の取組

- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。
- 中央大学(履行期限：平成28年9月3日まで)については、フォローアップ調査報告書の提出があった時点で調査を実施する予定。

平成27年度フォローアップ調査結果

機 関 名	都留文科大学
-------	--------

【総合所見】

本フォローアップ調査においては、当初文部科学省に対し提出された履行計画の履行予定日から、業者の選定に係る遅延によって履行が遅れたものの、履行計画の変更を行った後は適切に履行に取り組み、改善事項について着実に履行されていることを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

また、コンプライアンス研修会の回数を増やすなど取組の進展が図られているが、今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。

【機関に付与した管理条件】

改善事項：

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

【業者に提出を求める誓約書等について】

【業者に提出を求める誓約書等の内容について】

- 業者に対し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上でガイドラインに掲げる各事項を盛り込んだ誓約書等の提出を求めること。

履行期限：平成28年9月3日

【管理条件（改善事項）に係る実施状況】

業者に対して、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、ガイドラインに掲げる各事項を盛り込んだ誓約書の提出を求めることとし、平成27年10月21日に「都留文科大学における取引業者からの誓約書の徴取要領」を策定し、平成27年10月22日に大学ホームページにて周知するとともに、平成27年11月16日に該当業者に対し依頼文を通知し、誓約書を徴取した。今後新規に取引を行う業者に対しては、当該徴取要領に基づき、該当する全ての業者から誓約書を提出してもらうこととしている。